

第三者評価結果の公表事項(自立援助ホーム)

① 第三者評価機関名

有限会社 医療福祉評価センター

② 評価調査者研修修了番号

SK2021271、S2021106

② 事業所の情報

名称：自立援助ホーム 未来	種別：自立援助ホーム	
代表者氏名：江頭和徳	定員（利用人数）：	6名
所在地：長崎県佐世保市大和町 953-11		
TEL：0956-80-4334	ホームページ： https://mirainokaze.net	
【施設の概要】		
開設年月日 令和元年7月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：		
職員数	常勤職員： 2名	非常勤職員 3名
有資格	（資格の名称）	介護職員初任者研修修了 2名
職員数	児童福祉主事 1名	公認心理士 1名
	児童指導員主事 1名	看護師 1名
施設・設備の概要	（居室数） 5	（設備等）民家活用のため特にない

③ 理念・基本方針

個々の意思を尊重し子どもの最善の利益を考え寄り添います。

⑤事業所の特徴的な取組

自立援助ホーム未来は佐世保市の閑静な住宅地に位置しており、平屋建ての民家を改築して運営している。法人は他県でも自立援助ホームを2ヶ所運営しており、それぞれ情報を共有しながら日々児童の支援に勤しんでいる。

自立援助ホーム未来の取組みにおける特徴として、3点以下に記す。

まず、1点目は管理者が自立援助ホームとは、どのような施設か地域や身近な関係機関に周知を図り、地域の資源を最大限に活用して交流の輪を広げている点である。地域との関わりを深めることで、食のサポートが生まれて児童の生活に利点が生まれたり、アルバイト先が見つかったり、何よりも児童が地域の人に見守られているという安心感に繋がっている。

2点目に職員の児童に対する支援の方針の徹底である。児童が社会に出て自立した生活を営むことができるように児童自ら「自己選択」「自己決定」の徹底を図り、厳しくも温かく児童を見守り、次のステージに導く役割を全うしている。時に指導する立場として厳しいことも伝えつつ、時に家族として温かい言葉や労いの言葉をかけて、児童自ら成長するような環境を整えている。

3点目に退居後の継続した支援が挙げられる。退居後、児童の生活が不安定なことを察した上で、電話連絡したりLINEを用いて近況を確認したり時に会いに行ったりと、退居後も安定した生活が営めるよう可能な限り支援を継続している。また、ホームの職員は退居間近の児童を就労又は就学した先輩の所へ案内して、社会に出た時の助言等を与える機会を設けている。

全ての取組みの根底には児童が社会出て自らの力で生活ができるように力をつけることが挙げられるが、職員が指導的立場に存在していると同時に、父親であり母親の役割も担っているように映った。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和4年12月21日（契約日）～ 令和5年5月19日（評価結果確日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	初回

⑦総評

◇特に評価の高い点

【理念の確立と周知】

「個々の意思を尊重し子どもの最善の利益を考え寄り添います。」の文言を具現化して、何事も最初から答えを教えることなく、自ら考えて行動することのできるよう、児童の「自己選択」・「自己決定」のスタンスを貫いている。児童の発育状況等によって自己決定が困難な場合でも、児童のレベルに合った対応を個別に行い、支援中は伴走して、最終的には後方で見守る形で自立支援している。

【管理者のリーダーシップ】

管理者は児童に対して自立援助ホーム未来での生活は社会に出るためのリハビリであり、そのためには時に厳しく、時に優しく児童と伴走して理念の具現化を目指している。一貫して児童の自立支援は「自己選択」「自己決定」と職員に理解を求め、職員全体を法人の目指す方向に導いている。

【地域との交流】

ここ2、3年は新型コロナウイルス感染拡大の影響で地域との交流ができていないが、それ以前は児童と職員が地域の清掃や餅つきに出向いて交流を図ることで、近隣の住民は自立援助ホーム未来がどのようなところか認知してくれて、気軽に挨拶等声掛けをしてくれるようになった。また、近隣のスーパーマーケット店員から「〇〇君が来ていたよ」等、見守りも含めて気軽に言葉をかけてくれるようになった。何気ない日常の一コマであるが、この関係を作るまでに管理者はじめ職員の地道な声掛けや働きかけがあって、この日常を送ることができている。

【利用者が意見を述べやすい体制の確保】

管理者は何かあった時だけ会話をする関係ではなく、普段からコミュニケーションを重要視して、児童が職員に対して話しかけやすい関係を構築する努力を日々重ねている。そのために一番注意していることは「察知力」と「予想力」である。児童が何かを訴えたい時はいつもと異なる言動があるということで、例えば、表情や態度、声の強弱、この他にも足音や部屋の散らかり具合も観察しているとのことである。意見を言いやすい関係を築きつつ、ホーム側から児童の意見を引き出せる普段の工夫と努力と観察眼に圧巻であった。

【退居後のアフターケア】

アフターケアについては上記の特徴的な取組みにも記述しているが、退居後の児童へのフォロー体制が、家族のようなきめ細かい支援で感銘を受けた。ホームのアフターケアの基本的なスタンスとして、退居してサービスが終了するわけではなく、社会に出てある程度社会に馴染むまでが支援であるという考え方を示されている。このような考え方であるため、退居後に管理者やホーム長が電話対応したり、メール等を交わして近況を確認したり、時に面会に行ったりもしている。更に、現入居児童を退居した児童のところに連れていき、実際に社会に出た児童の感想を聞かせたりしている。退居した児童の所へ食材を届けることもあるということで、家族以上の支援体制を整えている。

◇改善を求められる点

【記録の管理体制】

個人情報の使用同意に関して、契約の際に口頭での説明は至っているが、文書での同意は得られていない。今後、文書での使用同意を得ることが望ましい。

【権利擁護に関する取組みの徹底】

児童の支援において押さえておくべき基本的な人権の尊重や人権擁護の分野について、法人の方針をまとめることや、その文言集を基にしてマニュアル等の規定を制定して、実務者レベルも理解が深化できるよう研修の実施まで含めた一連の流れの構築を期待したい。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

この度は、客観的な視点での評価をして頂き、ありがとうございました。

改善点においては、さっそく対応させて頂き、ホームとして、また法人として個人情報の同意、権利擁護に関するマニュアル作成を進めております。作成するだけでなく、従業員へも理解を深めて頂くよう、研修を通じて意識の統一を図って参ります。

ホームを利用する児童やこれから自立へ向けた援助をさせて頂く児童のためにも、最善の利益に沿うサービス提供をこれからも追求して参ります。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（自立援助ホーム）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 24 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・理念作成に当たっては、法人設立時に各理事が集まり、児童に寄り添える事を基本に、これから何が必要になるとか、他の法人の理念を参考にして作成している。 ・職員には入所時の新人研修において理念の「個々の意思を尊重し、子供の最善の利益に寄り添う」の説明の中で、しつけ、指導を優先して行くのではなく、自己選択、自己責任を保障し自分の意思で行動するまで待ち自尊心が育まれる受容的、支持的に支援すると伝えている。 ・年度のはじめには、ホーム長から改めて理念に基づく方針を話しているが、具体的に理念の周知までには至っていない。今後、より理念の周知を図るための行動を期待したい。 		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉事業全体の動向については、全国自立援助ホーム協議会からの情報に頼っている。 ・ホームでは、運営に係る規程の解釈について各県によって違うところもあり、疑問に思うところもあるが、所轄の行政の考えに従って運営している。 ・ホームの推移、利用率などについての分析は行っていない。ホームの性質上相談があった場合は断らないで受け入れる姿勢を貫いている。今後いずれは児童の傾向についても分析をしていかなければと考えている。 		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営課題については新規事業の立ち上げが問題となっている。常に行政への事前相談をしている。ここに生活している児童は短期間で退所(卒業退去など)するケースが多く、すぐには定員が埋まらないことも気がかりの一つである。 ・理事の中には経営に関わりが少ない者もいて、ホーム経営に関して外部の意見として職員配置について、常勤職員だけでなく、非常勤職員もバランス良く採用しては等とアドバイスを頂きつつ、児童が生活する上で設備についても生活環境は守ってやりたいと考えている。 		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期計画はホーム開設時に作成されたものである。見直しがされていなかったため、今からの動向を見ながら3年～5年計画に改正していく予定である。 ・これまでは予算は法人全体として作成されていたが、今後はホーム単位の予算を作成して全体の予算とする予定である。こういった予算編成を行う事で人件費、事業費、管理費の分析を更に行え、また予実管理も可能となる。 		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年単年度計画を①研修・訓練②ホーム事業計画③職員関係に分けて作成している。職員会議の中で研修については、職員持ち回りで行い、その都度資料作成と講師をしており全員で学ぶ姿勢を示している。 ・ホーム開設時には自立援助法の説明と自立援助ホームについて近隣の方々や通学する高校に説明を行い理解し納得してもらった。他にも銀行からの依頼を受けホームの説明を行っている。 ・単年度計画の就労支援についてはハローワークへ同行、佐世保サポートステーションとの連携を進めている。場合によっては直接雇用先へ行き就労について交渉も行っている。 		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の事業計画は法人設立当初理事長と他の理事と協議の上福祉に対する思いと他の法人の事業計画を参考に作成されている。職員が閲覧出来るように規則やマニュアルなどのファイルと一緒にしているが、事業計画が設立時のものであり、より具体的な計画の作成をして職員へ周知されることを期待する。 ・現在資金活動予算書においては、法人全体のみで作成となっており、令和5年度に向けてホーム別の資金活動予算書を作成中である。 		

7	I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童に事業計画を周知する事より、規則を守る事(生活ルール)の大事さを伝えている。 ・毎日の日課に関しては、児童それぞれが決めた生活としている。ホームでの決まりは朝食、昼食、夕食それに帰宅時刻の設定と必ず就労をする事を伝えている。入浴、清掃は児童同士が話し合い当番制でやっている為、職員は清掃とともに見守りが中心の支援となっている。 		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・質の向上に向けた取り組みとしては、入居規則の変更を児童と話し合いを行っている。具体的には、携帯電話の使用時間、外出外泊の決り事や禁止事項を明確にして注意をして個別支援計画に反映させている。 ・今後、福祉サービスの内容について、組織的に評価する体制を整備するために第三者評価を積極的に受審して福祉サービスの質の向上に繋げていきたいと思っている。 		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三者評価を受審してどのように活かすかは出来るところから取り組んでいく。課題についてはホーム長だけの考えだけでなく、現場職員の考えも取り入れて課題解決に取り組んでいくようにしていく。 ・第三者評価をきっかけに役員やホーム長が不在であっても、職員同士で運営できるホームを目指すとする。 ・職員間で課題の共有については職員会議において、気づきの点を項目に入れているので、仕事や児童の事等をざっくばらんに話してもらおうようにしている。 		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ－１ 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ－１－（１）管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ－１－（１）－① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営・管理に関する方針と取組は行えていない。児童の生活のルールを守る事を第一に考え、一人ひとりが自立する事を一番に考え、寄り添い支援している。これからは業務分掌規程に基づき役員は経営、管理者は運営を行い、役割分担を行っていく予定である。 ・明文化はされていないが、組織図の通りホーム長・管理者不在の場合の権限移譲については、その日の現場にいる職員が責任者となり、判断が難しい場合上長に上げることになっている。ホーム長・管理者へは事後報告することになっている。 		
11	Ⅱ－１－（１）－② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホーム長は法令遵守を心掛けているが、特に児童福祉法・刑法を重視しており、ホームの事業の性格上どうしても関わりが多くなっている。 ・法令遵守に関しては、法人内でコンプライアンスの目的と考え方をまとめ、1コンプライアンス意識・体制の明確化、2コンプライアンス関係規定の整備、3コンプライアンスによる職場づくり、4コンプライアンスによる企業イメージの高揚を実践するための課題に取り組む。 ・法人内での研修には「もし、法令に違反したことが発覚したら？」の資料を基に職員全員が自身の行動指針として活用している。外部研修については、会場での受講、オンラインでの受講に分けて全員が参加している。 		

Ⅱ－１－（２）管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ－１－（２）－① 質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の意見を反映する取組として職員会議議の議題に「職員の気づき」を入れて小さい事柄から発言してもらい改善に繋げている。ホームからのメモは極力少なくし、食事版についても必要最小限度の食札票のみとしている。 ・ 食事に関しても極力児童の自主性を尊重し、休日などは各自各々食事を作っている。それを職員は見守るようにしている。 ・ 今後の福祉サービスの行方について全国自立援助ホームの研修においては、今後の支援サービスの方向性や、法令等の変更について職員を中心に随時受講するようにしている。 		
13	Ⅱ－１－（２）－② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営に大事なものは人事、労務、収支を見ながらの予測力が大事である。支出については、措置費の多くが人件費であり避けられない大事な支出である。よって選ばれる施設でありたいと努力している。 ・ 働きやすい環境の整備について、福利厚生面において利用者を含めての BBQ 大会や研修旅行を実施してリフレッシュを図り、勤務終了後は早めの退勤を促し、常に意見が言いやすいホームをめざしている。 ・ 人事配置については、配置基準プラス1と考えており余力をもって対応できるようにしている。他のホームでは私服が多い中、職員には制服を貸与し、ホームでの支援や外出同行時においてもユニホームでおこなっている。 		

Ⅱ－２ 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ－２－（１）福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ－２－（１）－① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉人材の人員採用に関しては、経験者を重視しており、有資格者を求めてハローワークへ求人を出している。 ・効果的な福祉人材確保のためには、職員を対象に医療福祉、老人福祉、障害福祉の枠を設けず、人の為に生きる福祉人材を育てていきたいと考えている。 		
15	Ⅱ－２－（１）－② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・理念・基本方針に基づき職員への期待は、明文化はしていないものの、児童にとってプラスになる事を教える事のできる職員に育てて欲しい。自分が成長して周りが成長しているかが大事であり、自己研鑽に努め自分の意見をしっかりと言える人が一番いいと考えている ・人事評価表に基づいて評価することになっており、自主性、専門性の他9項目について自己評価を行い、一次評価を上長が行い二次評価をホーム長が行う。二次評価の後ホーム長と面談を行い、次年度に向けての目標や給与改定について話合っている。 ・職員の意向・意見や評価等に基づき改善策として勤務シフトの見直しを行い、職員が家庭との両立がしやすくなった。 		
Ⅱ－２－（２）職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ－２－（２）－① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員から希望休日を受けてシフト調整により、シフト表を作成しており、時にはプライベートな相談もあるが、記録としては残していない。 ・毎年3月にホーム長が15分～1時間を掛けて面談を行うとしているが、普段児童がホームにいたので、決まった時間は取れないので臨機応変に行っている。 ・ライフワークバランスに関しては、一番に健康管理に重点を置いている。健康診対象外の職員にも健康診断を受けてもらい、健康管理に注意して、安心して勤務をしてもらっている。 		

Ⅱ－２－（３）職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ－２－（３）－① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員一人ひとりとの面談の中で今後の方向性を聞いたり、助言したりすることはあるが、人事考課表に記載されてはいない。 ・職員に対するOJTについては、法人として児童福祉法での管理職の在り方とか方針決めがされているが、礼儀正しさ、挨拶の他に人に対しては技術ではなく誠実さでありこれらに沿ったマニュアルを作成していきたいと考えている。 		
18	Ⅱ－２－（３）－② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・作成される研修計画は年度毎に作成され、研修内容は社会状況に合わせた内容を決めている。職員に必要とされる専門技術や専門資格について明示されていないが、児童福祉法に携わる専門性や学校教育の分野に学びを重視し資格取得を支援している。 ・目指す福祉サービスを実施するため基本方針や計画の中に「期待する職員像」を明示されていない。今後職員へわかりやすい指針を作成する事を期待する。 		
19	Ⅱ－２－（３）－③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員一人ひとりの研修計画は作成していないが、ホーム全体として年間計画は作成している。特に外部研修の受講は積極的に参加するよう促しており、現在は対面受講に加えオンライン研修もできるようになっており、参加職員が増えている。 ・個別の職員の知識技術については、基本職員の自主性を重んじており、必要に応じて資料等の提供をしている。中には児童の為に奨学金の制度を調べ申請に向けて児童と一緒に申請が出来る体制を作っている。 ・新人職員への研修については理念や基本方針の理解を含めた研修にとどまっており、個別のOJTといわれるものではないが、時折ベテラン職員が新人職員と一緒に支援することがある。 		

Ⅱ－２－（４）実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ－２－（４）－① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の育成プログラムがまだ整っていない中、実習生を受け入れる体制も出来ていないので実習生は受け入れていない。もし受け入れるとしたら社会福祉学を学んでいると思われるが今のところ受入れは難しいと思う。 		

Ⅱ－３ 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ－３－（１）運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ－３－（１）－① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ、パンフレットを用いて法人全体の概要は発信しているが、積極的な公表に至っていない。当ホームの事業内容が他の福祉施設と少し違ったものであり、必要な方たちに理解してもらい、意思決定に基づき入居する施設であることを伝えている。 ・パンフレットは市役所、児童相談所、社会福祉協議会に置いており、他にもケースワーカーが持ち歩き、必要に応じて施設案内のツールとして使っている。 ・第三者評価を受審して、現在のホームの現状を知り何が問題なのかを洗い出し、今後改善に向けての一步としたいと考えている。 		
22	Ⅱ－３－（１）－② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な経営・運営のため毎年、弁護士に監査をお願いしている。会計に関する事務については、福岡本社でおこなっており、ホームでは必要資料の提出を行っていて内部牽制を図っている。 ・行政監査においても現在監査は、長崎県子ども家庭課がおこなっている。現在のところ、指摘事項はないとのことである。 		

Ⅱ－４ 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ－４－（１）地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ－４－（１）－① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会に加入しており、まずは地域住民の方との挨拶は欠かさず行っている。地域の方からの声掛けもあり、見守って貰いコミュニケーションが図られている。 ・地域の方はホームの事を認知しており、ホームの事について聞かれた場合話す事はあるが児童に関しては一切話す事は無い。 ・利用者の買い物については、基本的に本人がおこなうことになっている。ホームの買い物について来てもらう時は児童が手伝ってくれている。こういった様子を地域方が見守っていて、「社会の目」感じ地域と交流している。 		
24	Ⅱ－４－（１）－② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアを受け入れる手順書が不整備で、当ホームでのボランティア活動においては個人情報を取り扱う事が多く、受入れ体制も整っていないので、積極的には受け入れていない。 		
Ⅱ－４－（２）関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ－４－（２）－① 事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立に向けた就労支援に力を入れている。ハローワークへ同行や求人票を掲示している店先等への問い合わせ等を行い児童の就労先の選定を進めている。 ・自立支援ホームの管理者同士では、児童に関する法改正や自立支援ホーム運営での問題などを話し合う機会を設けている。 ・佐世保児童相談所との連携は強く、児童の問題提起や退去に向けた話し合い、入居受入れや日頃の生活状況確認について常に情報を共有している。 		

Ⅱ－４－（３）地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ－４－（３）－① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・b・c
<コメント> ・地域住民に対してはホームの事業内容を周知しコミュニケーションも図っている。 ・当ホームの性格上現在のところ地域の福祉ニーズ等を把握する取組は行われていない。		
27	Ⅱ－４－（３）－② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c
<コメント> ・地域の福祉ニーズは当ホームでの福祉サービスと一致していないため活動は行っていない。		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ－１ 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ－１－（１）利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ－１－（１）－① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
<コメント> ・職員には入所時の新人研修において理念の「個々の意思を尊重し、子供の最善の利益に寄り添う」の説明の中で、しつけ、指導を優先するだけでなく、自己選択、自己責任を保障し自分の意思で行動するまで待ち自尊心が育まれる受容的、支持的に支援すると伝えられている。 ・実態調査票(アセスメント)に基づき児童と一緒に作成した自立支援計画は、6カ月に1度見直すことになっているが、期間中目標を見失う児童もあつたりするので、1カ月に1度必ず見直す事になっている。児童には必ず判断した理由を聞き、自分の考えを話すことが出来るように支援している。6カ月経過後クリアしたがどうかの判定で、次の目標に向けて継続した支援をおこなっている。 ・年2回児童虐待防止マニュアルに沿った研修を行うが、講師は職員持ち回りで行い、各自が独自の資料を作成して行っている。 ・当ホームでの入所期間は6カ月～1年ぐらいか想定されているが、中には2年を超えている児童もいる。新しく作成した計画目標は、児童が了承の上全職員が申し送り確認しており、情報の共有化を図っている。		

29	Ⅲ－１－（１）－② 利用者のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a・(b)・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童のプライバシー保護の為、個人情報保護規程に基づき、個人情報を適切に取り扱い、保護するために、年1回全職員を対象に研修を実施している。 ・ 個人情報保護規程に沿った研修を実施して職員の意識は個人情報を扱う大切さを学び、情報は決して外部に漏らさないことを徹底している。このことは職員が入職時にも誓約書に署名している。 ・ 職員が児童の部屋に入る場合は必ず同人の許可を得てから入室している。しかしながら問題を抱えている児童に対しては、支援の一貫として入室する場合もある。児童には自室に鍵の施錠をするよう声掛けしてはいるが、しない児童もあり、貴重品についてはホームで預かっている。 ・ 次年度には佐世保市大和町へ移転が決定しており、各個室となる予定である。 		
Ⅲ－１－（２）福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ－１－（２）－① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・(b)・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当ホームへの入所に当たっては、児童相談所からが多く、本人の意思が尊重される。入所時にはパンフレット及び「自立支援ホーム未来入居規則」を渡しホームでの生活の規則を説明し納得が得た場合契約し入所している。 ・ 年間に4～5件の見学がある。入所に当たり児童相談所に相談があってから入所する場合と緊急の場合、何も持参しない状態で入所する(保護預かり)児童もいるので、本人へ説明と意思の確認については、ホームに来てから決まり事等を説明して納得してもらう事もある。 		

31	Ⅲ－１－（２）－② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービスの開始時には、パンフレット及び入居規則を基に児童に説明し納得して合意の上で契約するようにしている。 ・入居に当たっての説明に関しては、入居規則の各項目を読んで内容を伝えその都度一つひとつを確認している。 ・利用の始めにホームの環境に慣れない児童について職員は緊張を感じ取り、付き添い支援を行うが、すぐに児童同士や職員との仲間意識が生まれている。 ・入居後児童とは面談を通じて職員が聞き取り、記録を職員が共有し、ホーム全体の約束の一つに「ハウ・レン・ソウ」の実施を徹底している。 		
32	Ⅲ－１－（２）－③ 福祉サービスの内容や事業所の変更、地域・家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの変更はホームの入居規則の変更が多くを占める。変更にあたっては、まず児童と協議を行い、職員同士の協議後に入居規則の記載を変更し、児童への同意を取るようにしている。 ・ホームを退去した児童からの相談に対しては、ほぼホーム長が対応している。対応内容については、職員会議時に職員へ周知している。 ・本人の意思でホームを退去することになった場合、児童相談所との協議を行う。退去理由はほとんどが自立であり、一人暮らしを見守るようにし、いつでも連絡していいからと伝えている。 		

Ⅲ－１－（３）利用者の満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ－１－（３）－① 利用者の満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・(b)・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームの利用人数が少数(6人)なのでアンケートは個人が限定されるので行っていない。一人ひとりと話し合う機会を設けている。 ・月に1回の個別面談は必ず行い、時には環境を変えホーム以外でも行い、食事をしながらの面談も行っている。他にも児童の動向や変化にも職員が察知して面談に繋げている。 ・ホームに対しての要望に関しては規則の変更があっている。コロナ禍において外出制限を行う中、外に出たいとか児童の中には修学旅行を経験していない者もあり、旅行がしたいなどの要望があった。コロナ感染状況を見ながら児童達に予算の範囲内で旅行計画を立案し職員がサポートしながら実施することが出来た。 		
Ⅲ－１－（４）利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ－１－（４）－① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・(b)・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情解決の仕組みとして、苦情対応マニュアルが整備されており、児童にわかりやすくした書面をリビングに掲示し内容について説明をしている。 ・苦情を受けたことはない。苦情を不安に繋げないようにして児童の表情・行動などを見て声掛けをして話を聞き解決に結びつけている。時には児童相談所へ相談の報告と解決に繋がる指導を受けている ・職員には察知力を求める。表情、言動、言葉の強弱、部屋の散らかる様子から察知して苦情を事前に察知している。他にも児童の笑い方に違和感があり、相談に乗った事例もあり、こういったアンテナを張っていれば、苦情にはつながらない。 		
35	Ⅲ－１－（４）－② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	a・(b)・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・月1回の面談の中で児童からの話や相談を聞いているが、職員が児童の目線に合った対応を行いその都度諸問題については解決している。 ・相談しやすい、意見を出しやすい環境の配慮については、雰囲気づくりを大切にしてリビングや児童の自室で行う等、自然に話しが出来るようにしている。外泊許可についても3日前までに申請を行い外泊期間、目的地等をホームで理解出来れば許可するようにしている。 		

36	Ⅲ－１－（４）－③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援記録の中には児童の指導援助経過記録があり、普段就労を行っているので職場での人間関係についての相談が多く、何でも話してくれるので何が原因なのかを児童と共に探り解決している。 ・職員には児童のちょっとした変化を察知する事を求めた結果職員の質が向上しており、今後も研修を通じてよりスキルアップを図っていきたいと思っている。 ・受けた相談や意見について、検討に時間がかかる場合は、児童相談所へ速やかに状況を説明するとともに、一緒に協議し解決を図っている。 		
Ⅲ－１－（５）安心・安全な福祉サービスの実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ－１－（５）－① 安心・安全な福祉サービスの実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態や事故に備えてホーム独自の緊急時対応マニュアルを策定している。ホームのリスクとして考えていることは、児童が事故や事件に巻き込まれたり、加害者になるケースを示していて、窃盗や不法侵入等法に抵触する事態等が挙げられる。このような連絡が入った際の対応や連絡経路を重点的に確認しているとのことであった。 ・ホームの捉えているリスクの中には、法に抵触する事態もあり得るため、近隣の警察と情報を共有したり、普段から顔の見える関係を構築して迅速な対応が取れるように準備している。 ・発生した事案についての振り返りは随時行っているが、内容によっては定期的に行っているケアカンファレンスの後に実施している、管理者はこの機会が一番活きた研修になると断言していて、児童やホーム職員にとってうまくいかなかったことこそが、次に失敗しない気づきや予防的措置の発見に繋がると話していた。児童の性格や行動を把握していても、マニュアル通りに対応してもうまくいかないことはあるわけで、「如何に失敗から学ぶか」という強い信念を確認した。 ・安全確保の観点から内部で実際に発生したことばかりではなく、他の自立援助ホームで発生したケースに関して検討会を開催して、同ホームでも起こり得ることをシュミレートしているとのことであった。管理者は他県でも自立援助ホームを経営したり、他法人のホーム経営者と連携を重要視しているため、様々な情報を収集するネットワークを構築している。このネットワークもリスクマネジメントの重要な要素と言える。 		

38	Ⅲ－１－（５）－② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・⑩・c
----	--	-------

<コメント>

- ・ 感染症の予防、まん延防止に備えてホーム独自の感染症対応マニュアルを策定している。また、児童にとっては生活の場でもあるため、食中毒等集団生活を営む上で考えられる感染症の対応について一通り整理している。

- ・ 時期的に新型コロナウイルス対策が喫緊の課題であったようだが、予防策（手洗い・うがい・消毒）の徹底を繰り返し伝えることで発生したケースはなかったとのこと。また、各種ワクチンに関しては保護者の意向等もあるが、基本的に接種を励行して重症化の予防にも気を配っている。

- ・ 感染症対策に関しては長崎県から発信される情報を都度収集して、内容によって施設長が職員に周知したり、会議の折に印刷して更に説明を加えたりしている。また、新型コロナウイルス感染拡大の状況に応じて外出や外食を自粛する、緩和する等、ルールの変更に関しては児童にもその都度説明を実施している。

- ・ ホームを開設して以降、重篤な感染症のまん延状況に陥ったことはないとのことであった。今後も特に神経質になるわけではないが、予防的措置に力点を置いていく方針であった。

39	Ⅲ－１－（５）－③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然災害や人災事故に備えてホーム独自の災害時対応マニュアルを策定している。ホームの所在する地域で想定される自然災害は近隣を流れている川の氾濫や車道側のがけ崩れが想定されるとのことであった。 ・ 災害発生時の対応マニュアルは策定されているが、事業継続計画 (BCP) の策定にまでは至っていなかった。令和 6 年度には努力義務から義務になると想定されるため、1 年かけて策定することが必要となる。 ・ 有事の際の安否確認については、基本的に職員誰かがホームに 24 時間 365 日常駐している配置状況なので、この職員を中心に窓口となり安否確認や職員への連絡を行う手順となっている。 ・ 児童の入居する部屋に防災リュックを 1 人 1 つ準備して、万が一の事態に備えている。リュックの中には食料や水、衛生用品が入っていて、定期的に期限等を確認しているとのことであった。また飲食品に関する備蓄は寄付された食品や人数相応の飲水を準備している。基本的に入居している児童は体力的に動ける対象者なので、最低限の備蓄品の準備をして、近隣の避難所に駆け込むことも想定して緊急時の対策を講じている。 		

Ⅲ－２ 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ－２－（１）提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ－２－（１）－① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが実施されている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームが提供する福祉サービスに関して、職員の律する項目として言うと、法令順守の手引き（コンプライアンス・マニュアル）の2「企業倫理綱領」や3「私たちの日常行動で守るべきこと」がこれに該当する。一方、児童の視点から言うと、「自立援助ホーム未来 入居規則」を基盤として生活の中のルールを示しており、職員もこの内容に準じて支援を行っている。 ・児童に対する個別的な支援に関しては、自立支援計画書の内容に基づいて支援体制を構築している。特に様々な背景を抱えた児童が入居しているため、計画書の内容について詳細に記されており、支援内容の変更を繰り返す場合もあるということであった。 ・児童へ提供する支援の1つの姿勢として、「企業倫理綱領」の(3)に「私たちは、子どもの尊厳に十分配慮し、個人情報や顧客情報の保護に努めます。」と謳っている。特に様々な背景を抱えて入居している児童が大半であるため、細心の注意を払っているとのことであった。 ・標準的な実施方法を提供するにあたり、職員間での情報の共有を特に重んじていることをヒアリングの中で確認した。ホームの規模や児童の数、職員の数から、逐一カンファレンスを開催するというよりは、日常の支援の中で気づいたことを意見し合っ、特に重要な案件については、敢えてカンファレンスの場で協議するような仕組みであった。この延長線上に自立援助計画の見直しや更新等、状況によって柔軟に支援の変更を実施している。 		

41	Ⅲ－２－（１）－② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・⑩・c
----	---	-------

<コメント>

・児童の視点から言うところの「自立援助ホーム未来 入居規則」に関しては、常に見直しや伴う文言等の変更によりルールを見直している。このルールを最低限守ることが、社会のルールを守る第1歩というホームの考え方であった。一方、ホーム側の支援の標準的な実施方法に関しては自立支援計画書が挙げられるが、基本的に半年に1回見直しをすることが原則とのことであった。支援を開始して半年経過する前にケアカンファレンスで進捗状況や、計画書の内容に合致した支援内容であるか職員皆で協議するようにしている。

・児童に対する支援内容については、常勤・非常勤関係なく職員は自由に意見を発する機会(日常の業務中やケアカンファレンス等隔たり無く)があり、職員の小さな気づきを計画書の文言に反映することも多々あるとのことであった。

・児童自身の自立支援計画書という観点から、モニタリングや更新の際は必ず児童と話をするようにしている。特に新しく入居したばかりの児童や行動に変化を認める児童は数回行ったり、随時面接を行うようにしている。前項目でも記した通り、ホームの規模、児童の数、職員の数を鑑みると、仰々しくカンファレンスを開催して意見を集約して意思決定するスタンスというよりは、日常の生活の中で職員が意見を出し合い、ノート等にまとめたものをケアカンファレンスで協議するような方式が主流のようであった。

Ⅲ－２－（２）適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ－２－（２）－① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の情報は児童相談所からの書面を中心に収集していて、この情報を基に児童自身や取り巻く関係者からヒアリング等を行い、最終的に自立支援計画書に内容をまとめて立案している。アセスメントに関しては児童の情報が幅広く得られるような項目になっていて、全国の自立援助ホーム全般的にみても大差ないような項目とのことであった。 ・ 児童の計画書を立案する際に特に重要なプロセスであるアセスメントの際は、ホーム長や管理者が入力するルールとしており、児童相談所や保護者、その他関係機関等から情報を重訳して計画書に反映する仕組みを構築している。 ・ アセスメントで抽出した各児童の課題について、児童の特性やモチベーション等に合わせた計画書を立案しているが、基本的にホームのルールを守ることや、計画書に立案した支援内容を順守することが、社会のルールを守ることになると説明を繰り返して支援を実践している。支援内容に関しては単純な内容から、レベルに合わせて合意形成の下、高度な目標へと更新していき、この延長線上に社会的な自立が控えている。 ・ 支援困難なケースに関しては、入居前にある程度修正されてホーム入居という運びになるため、特に今まで困難なケースと認識したケースはないとのことであった。児童によっては入居後に犯罪等法律に抵触することもあるとのことで、計画書やアセスメントも重要であるが、普段の観察や関わりを特に重要視して生活全般を支援している。 		

43	Ⅲ－２－（２）－② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援計画書は半年に1回見直しをすることが原則とのことであった。この見直しの際にそのまま継続することもあれば、一部見直し、全面的に見直し等、児童の状況に合わせて計画書を立案している。この一連のプロセスに関しては月に1回実施しているケアカンファレンスの場で職員の意見を集約して作成しているが、規模的に日常的な会話の中から微修正等を実施していることが大半の様子であった。但し、重要事項や大きな変化に際しては正式なケアカンファレンス等を経て意思決定を図るようにしている。 ・自立支援計画書に関しては児童のための計画書ではあるが、計画書の内容自体を忘れていた児童もいるため、普段の生活の中で気づきを与えたり、振り返る機会を設ける等して、達成感を感じてもらったり、自己肯定できるように方向付けるよう心掛けていたとのことであった。 ・ホームの考え方として、児童のできていない部分や課題ばかりに着目するのではなく、児童の成長や努力、成長の面を大切にしたり関わりや計画書立案を心がけている。どうしても自尊感情の湧きにくい環境で育ったり体験をしてきているため、まずは児童と職員との信頼関係を築くことから始めて、少しずつ目標達成に向けて伴走する考え方は大変印象的であった。 		
Ⅲ－２－（３）福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ－２－（３）－① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童に対する支援の内容に関しては、ホームで統一した「支援経過記録」の書式を用いて日々の記録を綴っている。職員は児童と関わりを持った際に随時内容を記すようにしている。また、職員はシフトを組んで支援に当たっているため、日々の記録を保存しておくことで不在の間の児童の様子を確認することができている。 ・記録に関しての研修や特別な指導を行っているわけではないが、①記録に関して誤字脱字がないようにする。②個人的な感情は記録しない。③客観的事実を記入する。④感じたこと（児童の様子）をありのままに記入する。これらを入職時にお願いしている。 ・児童に関連する記録物として、支援経過記録の他、申送りノートやケアカンファレンスの議事録を中心に情報共有を図っている。現在、支援している利用児童の数を鑑みて、特にクラウド上に複数個所と情報を共有する仕組みがなくても、職員間で情報を共有できる環境にあるため、ファイルの回覧等は実施していない。 		

45	Ⅲ－２－（３）－② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームの個人情報に係る規定は「個人情報保護規定」と「特定個人情報保護規定」を定めて、個人情報の取扱いや保護に関する決まりごと、職員への教育等明文化して慎重に取り扱いを行っている。また、法令遵守の手引き(コンプライアンス・マニュアル)の中の企業倫理綱領(3)に個人情報や顧客情報を保護する旨明記して、職員に定期的な指導を行っている。 ・記録の管理責任者は管理者が担っており、個人情報の取扱いや管理状況を定期的に確認するようにしている。特に児童の個人情報はセキュリティレベルが高いため、資料の管理だけではなく、口頭で情報共有する際も特に細心の注意を払っているとのことであった。実際にヒアリングの際も口頭で個人情報を伝える際は周囲に人がいないか、逐一確認をしながら、また、本人に同意を取りながら開示する姿を確認した。 ・記録物の保管に関しては複数人の目の届くところに鍵付きの棚を設けて管理されている。また書類等の個人情報を保管する期間は長崎県の要綱に従い5年間と決めて管理している。 ・個人情報の取扱いや使用同意について、利用契約時に児童等に説明をしているが、同意書の存在は確認できなかった。重要な情報を取り扱うことにもなるため、個人情報の使用同意を書面で交わすことが望ましい。 		

内容評価基準（24 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A-1 利用者の権利擁護、最善の利益に向けた支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 利用者の尊重		
A①	A-1-(1) -① 入居に際して、事業所での生活や約束ごとを説明し、利用者がよく理解したうえで、自らの意思によって入居申込みができるよう配慮している。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居の際、ホームと児童との約束事として「入居規則」という冊子がある。①生活態度、②食事について、③洗濯について、④整理整頓について、⑤就労について、⑥就学について、⑦徴収金(利用料金)について、⑧友人等との交際について、⑨睡眠休息について、⑩定期面談について、⑪携帯電話使用について、⑫無断外出・外泊について、⑬金銭管理について、⑭規則違反について、⑮禁止事項について、⑯その他ルールについて これらをしっかりと説明をして自己選択、自己責任のルールの下入居の運びとなる。規則は基本的に「シンプルイズベスト」という考え方で、複雑にして先に進まないよりも、簡潔にわかりやすくして少しでも成長の跡が見えるようにしたいというホームの意向を確認することができた。 ・事前見学や体験入居は受け付けてはいるものの、ほぼ児童相談所からの措置で入居することが前提の対応となっている。この機会には管理者やホーム長が対応して、パンフレットや規則を説明して、ホームに適應できるかこの時点で様々な質問を投げかけて確認するようにしている。 ・ホームとの契約は児童本人との契約ということで、児童と合意形成が得られなければ、基本的に支援ができない。このため、本人の目標の設定を著しく下げたりすることも場合によってはあるようだが、ホームの目的である社会に出るための自立支援を根底に「自己決定」を促している。補足として、契約書を締結する際は児童相談所の職員も立ち会ったり、場合によっては保護者が同席することもあるとのことであった。 ・ホームの入居契約の際に、なかなか伝えたいことが伝わっていないような場合は、例えば話しを多く用いたり、言葉だけではなく文字にして説明する等、児童の理解度によって様々な方法を使って説明するようにしている。 		

<p>・「入居規則」は実態に応じて随時見直しを行っている。最近で言うと、新型コロナウイルス感染拡大の影響で「外出」に関する項目において、感染予防に重きを置いた変更を行ったとのことであった。この他にも児童の生活背景の変化や、時代の流れに柔軟に対応するようにしている。変更の際は必ず児童全員と確認を行い、合意形成を得てから規則を差替えるようにしている。</p>		
A②	A-1-(1)-② 利用者の権利擁護に関する取組が徹底されている。	a・b・㊸
<p><コメント></p> <p>・ホームの権利擁護における現状の取組みは、児童虐待防止の研修の折に権利擁護の項目を盛り込んで実施していることである。権利の侵害が児童の心理的虐待に繋がることや、あくまでもホームは児童を社会の中で自立させたり、人間として成長させることが最大の目的であるため、管理者は一人の人間として尊重する姿勢を大切に考えている。</p> <p>・管理者は児童に「意思決定」することを特に学ばせたいと考えている。わがままや利己的だと思われることもあっても良いので、まずは自分がどうしたいのか。どうしてほしいのか、意思表示できることの大切さを児童や職員に繰り返し発信している。</p> <p>・児童の権利擁護に関する規定等に関しては、現在、法人全体で策定中とのことであった。児童に提供する支援内容を鑑みた時に優先順位を高めて取組まれることを期待したい。</p>		
A③	A-1-(1)-③ 職員との適切な関係を通し利用者の自尊心が育まれ、自他の権利を尊重できるよう支援している。	a・㊸・c
<p><コメント></p> <p>・児童は様々な環境の中で生活をしてきて、いまの自立援助ホームでの生活がある。自尊感情とは自分をどれだけ愛せているかを測る指標のことであるが、児童の生活背景を数件聞くことができたが、決して自分を好きになることができない環境で育った児童もいると考えられる。このようなバックグラウンドを持つ児童にどう接することで軌道修正できるか尋ねたところ、「基本的なことを繰り返し伝えて、正面から向き合うこと」という答えであった。例えば目を合わせて挨拶をすることやありがとうと素直に伝えることを挙げていたが、難しいことではなく人としてあるべき姿を繰り返し伝えていたとのことであった。</p> <p>・児童と職員の関係構築には時間がかかることであったが、職員は必要以上に関与したりせず、児童に合わせて適度な距離感を取っている。この際には、特にいつもの観察が重要で、職員がいつもと何か様子が違うなと感じたら児童に声掛けを行い、場合によっては個別に面談になることもある。</p>		

- ・児童と職員との面談の際は、職員が一方向的に伝えるのではなく、児童の声を少しでも多く確認したいという考えから、意見を言わせる場面を意図的に多く設けるとのことであった。話をする中で自分の価値観は他の人と異なるから、相手を思いやる気持ちを持つように促したり、相手を労わる気持ちを持つように説明したりして、徐々に児童との関係性を構築している。
- ・児童が失敗やトラブルを起こしても職員はすぐに答えを与えずに、どうやったらよかったのか、また、次からどうすればいいのか、考える習慣を付けるように導いている。特に児童間におけるトラブルに関しては、自分たちで修正するところまで導くようにしている。社会に出ても対人間のトラブルはあるため、うまく身を引いたり交わしたりする助言を繰り返して、今のところ入居している児童間のトラブルはほとんどないとのことであった。

A④	A-1-(1)-④ 出生や生い立ち、家族の状況等をふまえ、利用者自身が、どのように生きるかを考えるための支援をしている。	a・⑩・c
----	--	-------

<コメント>

- ・出生や生い立ち、家族の状況等についてはデリケートな部分で気を使うと考えていたが、管理者はほぼありのままに隠さず事実を伝えるようにしているとのことであった。入居している児童の年齢やある程度自分の身の回りで起きていることは自覚している児童が多いこともあり、上述のような対応をしている。
- ・児童に出生や生い立ちの件等、込み入った話をした後は内容を支援経過記録に残すとともに、その後しばらくは生活態度に変わりないか観察を強化するとのことであった。当然、ケアカンファレンスの場でもその時の様子や今後の対応等も共有することとなっており、少人数制だからこそその手厚い支援の在り方を確認することができた。管理者は自立援助ホーム未来に入居した時点で皆家族だと思っている。正面からぶつかるので、正面からぶつかって来てほしいし、何でも相談してほしいという思いを繰り返し児童に伝えている。
- ・児童にどうしても伝えない方がいい内容の場合は、事実をオブラートに包んで伝えることも場合によってはあるとのこと。しかし、いつかタイミングを見て事実を伝える時が来れば伝えるし、事実を伝えない時もある。この判断は児童の生立ちや性格、現状の生活態度、職員の観察によるアセスメント等、複合的に検討して判断した結果である。

A-1-(2) 被措置児童等虐待の防止等		
A⑤	A-1-(2)-① 利用者に対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員による児童への虐待等に関しては絶対にないという保障はどこにもないため、ホームとして繰り返し研修を開催したり、管理者がケアカンファレンスの場で虐待を行うことに対する影響を説明して防止のための措置を講じている。防止のための最善の策は職員1名の時間を短くすることという管理者の認識から、シフトの見直しをして1人の時間を極力短くする工夫を行っている。 ・今までのところ、児童に対する不適切な関わり等の報告は挙がっていないが、管理者は児童の目や声を大切にしている。時折、何気ない日常の中で職員の関わり方を児童に確認するようにしている。職員が児童に対して指導をする際は、多少なりとも言葉が感情的になることもあるが、これと虐待は別物として捉えている。 ・虐待防止の抑止力として、管理者はケアカンファレンスの場で児童支援に関する職員の率直な気持ちを吐露してもらうようにしている。できるだけ鬱憤は溜めないようにしつつ、誤った価値基準や価値観を抱かせないようにすることが狙いの1つとのことであった。 ・虐待防止のための抑止力として、児童が集まる共用の場に権利侵害や虐待に関するポスターを掲示していて、児童は異変を感じたら連絡する術や連絡先をいつも目にすることができている。 		

A-1-(3) 主体性、自立性を尊重した日常生活		
A⑥	A-1-(3)-① 利用者自身が自らの生活全般について考え、主体性をもって生活ができるよう支援している。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居している児童は様々な経験や生活背景がある中、現在の自立援助ホームに入居している。それぞれ抱えている課題も異なれば、今後の未来像も異なる。また、理解度や成長の程度もそれぞれである。このようなバックグラウンドがある上で、ホームの方針として一貫していることは、「自己決定」と「失敗から学ばせる」ことである。生きるとは自己選択、自己決定の連続であり、今、失敗しても良いから社会に出た時にそれが活ければそれは失敗ではないという考え方である。このような考えの管理者の下、児童は少しずつ信頼を寄せ、その延長線上に自尊感情を抱いていくケースも多々出てきている。 ・児童それぞれに短期目標や中長期目標があるが、基本的に自立支援計画書に基づいて計画的に支援をする仕組みとなっている。ホームは児童の命を預かっている立場という認識から、学校やバイト先で不利益を講じる際は親の役割を担ったり、悩んだときは一緒に悩んで話を傾聴するようにしている。 ・ホームとして児童の自発性はルールの中において尊重する立場をとっており、部活動の参加も容認している。また、免許証の取得に関しても応援する立場で、社会に出た後に役立つような資格等は資格の内容を伝えたり、資料を取り寄せたりしてサポート体制を構築している。 		

A-1-(4) 支援の継続性とアフターケア		
A⑦	A-1-(4)-① 退居後の生活の計画が作成され、利用者と退居後の生活を話し合ったうえで退居を決定している。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・退居に関しては自立支援計画書の進捗状況について確認をする際や、普段の生活の中でそれとなくどのように考えているのか聞くようにしている。この中で児童自ら退居の意思表示があったら、その準備に向けてホーム全体で支援するようにしている。中には自ら決断できない児童もいるので、その時は退居の促しをする場合もあるとのことであった。 ・児童の次の目標や目的が明確になった上で退居の話しになるわけで、学校を卒業して就職するタイミングや、18歳になった時を1つの区切りにする等、児童それぞれの意思と考え方により、総合的に判断するようにしている。児童の意思を最大限尊重はしているが、未成年の場合は安全が確保できるかという観点から慎重になることも少なくない。また、退居に至るプロセスにおいて児童相談所の担当者にも、進捗状況の報告から正式な決定の部分まで報告している。 ・ホームを退居した後、管理者やホーム長はいつでも相談相手になるし、いつでも遊びに来てもいいという形でバックアップ体制を伝えるようにしている。また、学校卒業後に生活面を整える上でホームに残る児童もいるとのことである。退居だけがゴールではなく、再度生活を整える必要のある児童もいるわけで、ホーム全体として児童に対する個別支援を徹底していることをヒアリングの中で再確認した。 		

A⑧	A-1-(4)-② 利用者が安定した社会生活を送ることができ るよう退居後も必要に応じて継続的な支援を行っている。	㊤・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童が退居した後の継続的な支援について、この時期もホームは自立支援に向けた重要と判断しており、必要に応じて電話や面談等を行い、アフターケア記録にて状況を把握できるようにしている。退居した児童から電話が入ることも多々あるようで、内容としては仕事の悩みや軽い愚痴、頑張っていること等々で、管理者やホーム長は傾聴に徹しているとのことであった。 ・児童が退居した後、児童がホームを尋ねてくることもあれば、管理者が退居した児童に会いに行くこともあるとのことであった。この際は食材を渡して労ったり、現入居中の児童を同行させて退居後のイメージを体感させたり、頑張っている姿を見せてモチベーションを上げたり、管理者は様々な工夫をしながら退居後の支援を行っている。 ・アフターケアの実施期間は児童それぞれで、長い期間支援する児童もいればそうでない児童もいる。この期間設定も児童それぞれで、職員間での意見交換や児童との話し合いの中で決定している。最終的にはホーム側の判断と、児童への説明と合意の下、アフターケアは一旦終了という形をとっている。 		

A-2 支援の質の確保

A-2-(1) 支援の基本		
A⑨	A-2-(1)-① 利用者と職員の信頼関係を構築するために、 受容的・支持的な関わりを行っている。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童と職員の関係構築の中で、一番印象的だったことは職員の観察力であった。いつもと声のトーンが違う、いつもと歩き方が違う、いつもと目線が違う、いつもと話し方が違う、このような「いつもと違う」ことがわかるくらい普段から何気なく観察しているという。この小さな違いがSOSサインだったり、成長の証であったりするため、重要視しているとのことであった。 ・普段の児童に対する観察だけではなく、児童が外出する時も「その服で寒くないか」や、「気を付けて行ってきてね」等々、児童に書ける言葉が大変温かく、職員が「いつもそばにいる」感覚を覚えた。主観的な視点ではあるが、児童はこのような何気ない温かみのある言葉に包まれているようであった。 ・職員は児童との間に意図的に付かず離れずの距離感を保つようにしている。あまり過保護になり過ぎてもいけないし、支援者としての立場を保持する目的でもある。しかし、時に管理者と児童と二人で食事やドライブに行ったりして気持ちを確認したり、信頼される関係構築に尽力している点を数多く確認することができた。 		

A⑩	A-2-(1)-② 利用者の発達段階や課題に考慮した援助を行っている。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童一人ひとりの発達段階に応じた支援については課題分析を行い、自立支援計画書にて個別的に支援することが援助の核となっている。不登校の児童には登校しなくても通信で卒業できる方法を教えたり、退学した児童が再び学びたいと言えればその選択肢をレクチャーして、最終的には児童が自己選択、自己決定するように導いている。 ・児童の中には刑罰を受けた後に入居するケースもあり、対象児童は過去に触れられるとやはり感情が立つケースも考えられ、この領域に関しては管理者が他児童に対してNGワード等の配慮が必要なことを伝えるようにしている。入居児童はこのようなケースを経験しながら、他人に配慮することや配慮されることの有難さから、人を大切に思う心を育むことに繋がっていく。 ・ホームの方針として児童の生活全般において束縛するつもりはなく、最低限のルールを守って、その中であれば自由に生活をしていいというスタンスを持っている。ルールを守ることができなければ、ホームと児童と協議して、本当に必要と判断したら話し合いの結果、ルールを変えることも弾力的に行っている。どうしても児童がルールを守れない場合は、入居当初の契約時に約束した通りの対処をして是正改善を促している。この際は必要に応じて保護者の同意を得ることもあるとのことであった。 		
A⑪	A-2-(1)-③ 利用者の力を信じて見守るという姿勢を大切に、利用者が自ら判断し行動することを保障している。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・前述からの繰り返しにもなるが、ホームの方針として「自己選択」「自己決定」があり、その先には「自己責任」も発生する。これが社会で生きていくことの原則ではあるが、まだ考え方が成熟していない入居児童には、スモールステップを踏んでもらいながら、少しずつ自分で全うな判断ができるように支援している。 ・時と場合によっては、児童を褒めたり、愛情をもって叱ったりして、緩急をつけながら目標達成に向けた支援をしている。児童全体的に言えることとして、失敗した後の精神的な落胆が著しく、消極的になりがちなケースが見受けられるとのことであった。管理者は失敗から学ぶことの方が多いため、積極的に事象に向き合い経験することを児童に推奨している。逆に言うと、失敗するという経験が著しく少ない児童はとても危険であるため、様々なフォローをすることが前提として、児童には失敗させてそこから学ばせている。 		

A⑫	A-2-(1)-④ 生活の営みを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう支援している。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童はホームでの生活に慣れてくると徐々に基本的な生活習慣が確立してきて、規則正しい健康的な生活を習得することが多く見受けられるとのことであった。入居前は生活のリズムが整わず昼夜逆転していたり、一日中スマートフォンを触る等、決して健康的ではない児童も、職員や周囲の児童との協調の下いい影響が発生している。入居後間もなくの児童は自立支援計画書の目標を「生活のリズムを確立」として、生活面重視の支援が提供されている。 ・ 入居する際のルールは単純明快で、「入居規則」を順守した生活を営むことである。これが単純なことであっても、児童にとっては難儀なこと、このサポートを職員がしっかりと向き合っていくという流れである。入居規則とは社会のルールを最小化した捉え方で、個の少ないルールを守れずして社会に適応することは困難であることから、繰り返し何度も守るように伝え続けている。 ・ 地域との関わりについて、新型コロナウイルス感染拡大前には地域のごみ拾いや餅つき等、職員は児童と一緒に参加していた。今後コロナ禍が明けて活動が再開したら参加する予定とのことであった。また、自立援助ホーム未来が有する強みを活かして、SOS 信号を出せない子ども達の支援や、片親世帯の支援を大々的にはできないが、駆け込み寺的な役割として構想を膨らませている。 		
A-2-(2) 食生活		
A⑬	A-2-(2)-① バランスのとれた食事に配慮し、食卓が安心感を得ることのできる場所となるよう配慮している。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食事は健康のバロメーターの1つであることから、食事摂取量や食事の時の様子は観察眼を鋭くしている。食堂は児童と職員の数からいうと程よい広さで、コミュニケーションを図る上でいい環境と言える。 ・ 児童は就労や就学(特に部活動)のため、ご飯が不要の場合もあるため、ホワイトボードに食事が必要か否か確認できるようになっている。また、食物アレルギーや食の嗜好については実態調査を口頭で行い、献立に反映している。 ・ お昼ご飯に関しては、基本的に児童自ら作るようになっていて、実際に訪問調査の際も児童がお昼ご飯を作っていた。このご飯を作る場も児童と職員の格好のコミュニケーションの場になっていて、熱々のご飯だけでなく、気持ちも温かくなる食事の場であるように感じた。 		

A-2-(3) 衣生活		
A⑭	A-2-(3)-① 衣服は清潔で、TPOに応じたふさわしい服装となるよう助言している。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の着用する衣服に関しては、基本的に必要以上の関与はしていないとのことであった。自立援助ホーム未来が女性棟だったとしたら露出の多さ等で注意喚起もあるが、男性棟で男性の着用する衣服である以上、そこまで関与する必要性を感じないスタンスである。 ・衣服は基本的に自分のお金で購入することになっているので、自由に個性を発揮している分野というスタンスである。但し、職員が季節に合った洋服か、客観的にみて着あわせがどうかと感じたら一言尋ねる程度である。 ・洋服等の洗濯、夏物と冬物の入れ替え等は全て自分でやってもらうようになっている。男性特有の体臭が強く感じられる場合は、洗濯や着用するローテーションを促したりすることはあるとのことであった。 		
A-2-(4) 住生活		
A⑮	A-2-(3)-① 居室等事業所全体を、生活の場として安全性や快適さに配慮したものにしている。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームは一軒家を数人の児童でシェアする方式であるため、本当に自宅に住んでいるような感覚を覚えた。また、児童の居室は基本的に自己管理であるため、職員が入室する際は必ず声をかけて許可を得るようにしている。このようにプライベート空間であることから、児童にとって落ち着く場の1つである。 ・児童の居室は基本的に自己管理ではあるが、管理監督の観点から職員がチェックすることはある。この過程で整理整頓できていないケースや洗濯物のため込みがあれば是正を促すとのことであった。児童全員とは言わないが、居室が乱れてくると生活態度にも連動してくることがあるとのことであった。 ・整理整頓や清掃、清潔保持に関しては苦手な児童もいるため、最初に職員と一緒に片づけを行い、その空間を維持させる工夫を行っている。児童の特性や発達段階に応じて職員が個別に対応している。 		

A-2-(5) 健康管理		
A⑯	A-2-(5)-① 利用者一人ひとりが心身の健康を自己管理できるよう支援するとともに、必要がある場合は医療機関等と連携して適切に対応している。	a・⑯・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象児童の年齢的なものを鑑みて、ホームとして健康管理をすることはなく、学校や就労先での基本的な管理を確認又は観察する立場をとっている。但し、発達障害や精神科の内服加療者がいるため、この専門的な分野に関しては受診や内服薬管理等で注意深く観察している。基本的に心療内科や精神科は提携している医療機関に通院するようにしている。 ・内服薬に関しては多量内服や内服をせずに重篤なケースに陥ることも想定されるため、基本的にホームで管理して経過を観察するようにしている。また、職員が立ち会って通院している場合は、医師の指示や留意事項、内服薬の変更等、変化の際は気がけて記録に残して、職員間で情報共有を図っている。 		
A-2-(6) 性に関する教育		
A⑰	A-2-(6)-① 他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a・⑰・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームの方針として、性教育に関しては特別にカリキュラムを設けることはしておらず、学校教育等の場で行うことを前提にサポート的なスタンスをとっている。 ・児童が異性とお付き合いをしていることが情報として入ったら、性に関して誤った知識を持つことのないように避妊の話や性病の怖さ等を児童と職員1対1でもするし、2~3人集まっている時にすることもある。このように必要に応じて実施するという考え方である。 ・今後、男性の管理者や看護師を中心にして、LGBTQ等多様な性の理解も含めて正しい知識を習得できるように導いていきたいとの方針であった。 		

A-2-(7) 行動上の問題への対応		
A⑱	A-2-(7)-① 利用者の暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、組織全体で適切に対応している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、入居中の児童には暴力的であったり不適応行動を伴う者はいないとのことであった。今後、万が一、このような不適応者が出た場合、ホームとしては司法の場で全うに対応することと明確に意思表示している。このような事態が発生しないためにも普段の関わり方や、情報収集、職員間の連携が不可欠であるが、対応を予定していることとして、可能な限り、職員1名で児童対応する時間を短くすることであった。このことは虐待の抑止力にも繋がるし、職員が2名いることで目の数が倍になるため、観察眼が更に広く深くなるのが期待される。 ・現在、入居中の児童間でいじめの事実は今のところ認められていない。しかし、このいじめもいつどのような形で発生するかわからないため、職員は普段から観察を行っている。仮にいじめのような事象が発生した場合は、双方に何が気に食わなかったのかはつきりさせたり、児童が言い難いことは職員が介入する等、うやむやにしないことを第一に挙げていた。 ・不適応行動や問題行動を抑制するためのホームの取組みとして、児童がストレスを抱える前に発散させる、悶々とさせずに気持ちを別にそらす、部屋の中に閉じこもりがちな児童は、職員が色々と持ち掛けて外に出す。ホームではこのような予防的な取組みを既に実践しており、この活動が効果を示しているのかもしれない。 		
A-2-(8) 心理的ケア		
A⑲	A-2-(8)-① 心理的ケアが必要な利用者に対して心理的な支援を行っている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、入居中の児童には心理的ケアを必要とする対象者はいないとのことであった。今後、必要となった場合はホームに公認心理師を所持している職員がいるため、この資格を活かしながらケアすることも想定している。 ・ホームとして心理的な専門的アプローチはしていないが、児童には適度なストレスを抱えながらうまく付き合っていける点や、うまく乗り越えられるような術を習得してもらうことで、それが児童の成長の一步となる点を期待して関わりを持っている。 ・児童中には受診時にカウンセリングを受けている児童が2名いるとのことで、この結果等をレクチャーしてもらいながら児童への関わり方や、言葉かけのヒントとしている。 		

A-2-(9) 社会生活支援（進路支援、社会経験等）		
A⑳	A-2-(9)-① 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の進路(就学・就労)については、ホームとして様々な選択肢があることを伝えること。また、どうやったら自分が目指す道に進むことができるか道筋を照らしてやることを第一義として進路指南をしている。 ・ホームの方針は「自己選択」「自己決定」であるため、児童本人が決めた道を歩めるように支援をするが、理解力や能力との隔たりがある場合もあるため、あまりにも現実と理想の乖離がある場合は、きちんと事実を話すようにしている。 ・児童が就労後や就職後に色々な面でイメージしやすいように、職員と一緒に先輩の所に行き話を聞いたり、学校に行ったりして体感させることを重視している。時に職員は意図的に席を外して児童と先輩だけで話をさせて、児童の本音を引き出したり、先輩から直接現実と乖離している旨の厳しい言葉や、逆に温かい言葉を受けて、自己選択のための情報を得ることができている。 ・就職や就学に際して、経済的援助が必要な場合も少なくなく、奨学金制度や公的な支援事業の紹介、ホームでお世話になっているフードバンクの活用等、様々な社会資源を紹介して、児童の社会への移行を総合的に支援している。 		
A㉑	A-2-(9)-② 進学を希望する利用者に学習環境を整備し、学力に応じた学習支援を行っている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームの方針として、ホーム独自の学習支援というよりは、学校教育の方針を尊重して、それをサポートする立場を取っている。但し、児童が希望する進路に関する情報収集を行い、選択肢を与えて自己選択、自己決定する姿勢を取っている。 ・ホームとして独自の現入居者への学習支援は今のところ行っていないが、退居した児童がサポートしてくれたり、学校に先生に尋ねる等して、サポート体制を構築している。 ・児童が通う学校との連携に関して、ホームとしては今以上に連携を図り、児童の選択肢の幅を広げていきたいところであるが、学校との連携が今後の課題で、もっと児童を中心にした連携が図れるように方向付けたいとのことであった。 		

A⑳	A-2-(9)-③ 自立に向けて就労支援に取り組んでいる。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の就労支援の一環として、職場探しの支援もあるが、地域若者サポートステーションを活用して、履歴書の書き方や面接の時の対応を学ぶこともある。 ・全てのケースではないが、採用側の担当者と連携して、就労後のサポートをすることもある。就職することがゴールではなく、就職して定着するところまでが重要とのことで、ホームとして取り組んでいる。 ・就職に優位となる各種免許の取得に関しては奨励しており、運転に関する免許、技能に関するもの等、児童本人の希望と合わせながら関連する資格や免許等を紹介している。 		
A㉑	A-2-(9)-④ 金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう援助している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームの方針として自己管理を推奨しているが、生活の様々な点で管理が必要な場合が多いため、児童の意向があればホーム管理することがある。当初はホームが管理をしていても児童が自ら金銭管理できるようになるため、自立支援計画書に立案するケースもある。このように計画的に支援しているケースの場合、出納帳を毎日記載してもらい、毎月職員がチェックする等、自己管理に向けた様々な取り組みを確認することができた。 ・お金の使い方については様子を見ながら児童の傾向を知り、必要に応じて助言をするようにしている。特に衝動買いの傾向にある児童はその時の感情を吐露させて、必ずしも買わなくてもいい物と認識させたり、コツコツと貯金して自らの夢に近づいている他児童の例を伝えたりして、お金の大切さを個別に説明している。 ・お金の使い方について、例えば何を買うにも紙幣ばかり出して小銭が大量に見つかるケースも今までにあったとのこと。自ら管理するためにはこのような身近なことから伝えていることを確認して、緻密な支援が行われている。 		

A-2-(10) 家族とのつながり		
A⑭	A-2-(10)-① 本人の意思を尊重しながら利用者と家族との関係調整に取り組んでいる。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童と保護者との関係調整については、児童の意思や保護者の意向を尊重しながら慎重に話を進めることとしている。一度つまづくことでも多くに時間を使ったり、最悪の事態を想定すると修復不可能となり得るからとのことであった。このように保護者との連携は慎重な対応を求められるため、ホーム側の窓口はホーム長1本に絞って対応している。 ・ 児童と保護者との関係調整の場面では、必ず児童相談所と連携して調整を図るようにしている。会議に参加するだけでなく、児童相談所の会議室を借りて行う等総合的に関わりを持ちながら進行するとのこと。 ・ 児童自身の意向に沿って保護者に対して事前に児童の情報(生活態度等生活面全般)を提供することもある。これは児童の意向に沿って行うことなので、全児童がこのようにするというわけではない。このような点からも自己選択、自己決定の方針が一貫している。 ・ 児童が保護者と外出や一時帰宅、外泊した後は特に行動、態度、持ち物に留意して注意深く観察するようにしている。全てが円満に収まることばかりではなく、不適切な事象が発生していることもないとは言えないため、健全なる猜疑心の目で児童及び保護者と関わりを持つようにしている。 		